

3～8 (略)
第3表 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等				
年 月 月末現在				
事業者名				
電気通信番号の種類	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号		(4) 算定対象電気通信番号数 (1)－(2) ＋(3)
		(1) 番号使用数	(3) 番号が指定を受けた電気通信番号	
1～4 (略)	(略)	(2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	一タビリ テイにより 自社の 最終利用 者に用い られるもの	
8 電気通信番号規則第10条	600から始まる電気通信番号			

号)、「8811」、「0911」、「0601」、「050」又は「0AB0」を記載すること。
3～8 (略)
第3表 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等				
年 月 月末現在				
事業者名				
電気通信番号の種類	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号		(4) 算定対象電気通信番号数 (1)－(2) ＋(3)
		(1) 番号使用数	(3) 番号が指定を受けた電気通信番号	
1～4 (略)	(略)	(2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	一タビリ テイにより 自社の 最終利用 者に用い られるもの	
8 電気通信番号規則第10条	60から始まる電気通信番号			

第1項第 1号の電 気通信番 号					
9・10 (略)	(略)				
合 計					

注1～5 (略)

第1項第 1号の電 気通信番 号					
9・10 (略)	(略)				
合 計					

注1～5 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。